

番号	1
項目	マイナカード発行などマイナンバー事務を一時停止し、誤登録など間違いがないか総点検すること。
	(回答) 現在、令和5年6月に国において設置されましたマイナンバー情報総点検本部の指示の下、制度所管省庁から本市に対して調査依頼が行われており、順次対応を行っております。
担当	デジタル統括室 DX 推進担当 (デジタルサービスグループ) 電話 : 06-6208-8860

番号	2
項目	<p>「マイナポイント手続窓口」において、マイナカード取得者へのマイナポイント付与をめぐる保険証や年金口座の紐付けなどは法律上は任意である旨の説明や、別人の情報が紐づけられるトラブルが起きていることを丁寧に説明すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>マイナポイント特設ブースについては、マイナポイントの申込み支援やマイナポイントにかかる問合せを受けるブースであり、健康保険証の利用申込みや公金受取口座登録が任意であることや、マイナンバーカード関連サービスの誤登録等について、市民の方から質問がない中で一から説明を行うことはありません。</p> <p>なお、健康保険証の利用申込みや公金受取口座登録について、ご質問がある場合は適切にご説明させていただいております。</p>	
担当	デジタル統括室 DX 推進担当 (デジタルサービスグループ) 電話 : 06-6208-8860

番号	3
項目	<p>マイナカード所持者で不安に感じている方で返納を希望される方に対して、窓口で返納できることをお知らせするために、大阪市の窓口や広報紙、ホームページで市民に周知の徹底を図ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>マイナンバーカードを取得していない場合でも、マイナンバーと各情報の紐づけは行われています。またマイナンバーカードを返納してもマイナンバーと各情報の紐づけが解除されるわけではありません。</p> <p>マイナポータルでご自身の情報を確認するには、マイナンバーカードが必要であるため、取得されたマイナンバーカードを返納すると、マイナポータルで自身の情報を確認することができなくなります。また、返納された方がマイナンバーの確認や証明をするためには、マイナンバーが記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書をその都度取得する必要があります。このようにマイナンバーカードを返納することによるデメリットが非常に大きいと考えています。</p> <p>従いまして、市民の皆様に戻納ができることを周知することは考えておりません。</p>	
担当	デジタル統括室 DX 推進担当 (デジタルサービスグループ) 電話 : 06-6208-8860

番号	4
項目	神奈川県平塚市、横浜市では、「物価高騰給付金」でマイナひも付け口座を公金振込みに使わないことを発表した。大阪市においても、マイナひも付け口座を公金振込みに使わないこと。
<p>(回答)</p> <p>公金受取口座登録制度は、預貯金口座を給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。公金受取口座登録をしておく、口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要になる等、給付金や還付金にかかる口座情報提出の手間を省くことができます。ただし、公金受取口座の登録は義務ではありませんので、ご自身の希望により登録するかどうかを選択いただけます。</p> <p>また、公金受取口座登録を行った場合であっても、利用にあたっては、各事務において手続きの際に、利用を希望するかどうかを選択いただけるようにしており、一律で利用を停止する予定はございません。</p>	
担当	デジタル統括室 DX 推進担当（デジタルサービスグループ） 電話：06-6208-8860

番号	5
項目	国に対して、2024 年秋の健康保険証廃止は中止し、仕組みのあり方の全面的見直しを要請すること。
<p>(回答)</p> <p>健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、先の国会で成立し、令和5年6月9日に公布されました。</p> <p>健康保険証の廃止後は、マイナンバーカードで医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方も引き続き保険診療を受けられるよう、資格確認書が無償で交付される予定であり、現在、国において資格確認書の交付対象者や有効期限等について検討が進められているところです。</p> <p>これらの制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7961 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保険グループ) 電話：06-6208-7964

番号	6
項目	医療の情報がどのようなしくみでひもづけされるのかをおしえてほしい。
<p>(回答)</p> <p>市政外のため、回答を行うことができません。</p> <p>なお、詳細につきましては厚生労働省下記サイトをご覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html (厚生労働省サイト)</p>	
担当	デジタル統括室 DX 推進担当 (デジタルサービスグループ) 電話 : 06-6208-8860